

公 認 規 程

(趣旨及び目的)

第1条 公益財団法人全日本スキー・スノーボード連盟公認又はS A J公認(以下「本連盟公認」という。)とは、本連盟が長年にわたり蓄積したスキー、スノーボード等の関連器具によるスポーツの知的、技術的、物的な有形、無形の資産を、本連盟定款の第2章「目的・事業」に基づき、不特定かつ多数の者の利益の増進に公平なサービスの提供を図ることを目的としたものである。

2 本規程は、前項の趣旨及び目的の秩序の維持に関して必要な事項を定める。

(種別及び所管)

第2条 本連盟公認の種別は、次の各号に掲げるものをいい、当該本部及び当該委員会が審査、選考又は検定等を所管する。

(1) 有資格者

- ① マテリアル専門委員、講習検定
- ② 競技運営指導員
- ③ 競技技術指導員
- ④ 公認コーチ
- ⑤ 技術代表
- ⑥ 飛型審判員
- ⑦ 飛距離審判員
- ⑧ 旗門審判員
- ⑨ フリースタイル審判員
- ⑩ スノーボード審判員
- ⑪ セッター
- ⑫ 計算委員
- ⑬ 功労スキー指導員・準指導員
- ⑭ スキー指導員・準指導員・インターナショナルインストラクター
- ⑮ 功労スノーボード指導員・準指導員
- ⑯ スノーボード指導員・準指導員
- ⑰ 功労クロスカントリースキー指導員
- ⑱ クロスカントリースキー指導員
- ⑲ 名誉スキー検定員
- ⑳ スキー検定員
- ㉑ スノーボード検定員
- ㉒ クロスカントリースキー検定員
- ㉓ 名誉クロスカントリースキー検定員
- ㉔ 功労スキーパトロール
- ㉕ スキーパトロール
- ㉖ ドクターパトロール
- ㉗ デモンストレーター
- ㉘ 級別バッジ取得者
- ㉙ 競技者

(2) 競技会

- ① アルペン競技会
- ② クロスカントリースキー競技会
- ③ ジャンプ競技会
- ④ コンバインド競技会
- ⑤ フリースタイル競技会
- ⑥ スノーボード競技会
- ⑦ スキー技術選手権大会
- ⑧ スノーボード技術選手権大会
- ⑨ マスターズスキー技術選手権大会
- ⑩ ジュニアスキー技術選手権大会
- ⑪ スキーマラソン大会
- ⑫ ローラースキー大会

(3) 講習・研修・検定会等

- ① 各種講習会
- ② 各種研修会
- ③ 各種検定会
- ④ 各種選考会
- ⑤ スキー学校

(4) 競技施設

- ① アルペン競技コース
- ② クロスカントリースキー競技コース
- ③ ジャンプ台
- ④ コンバインド競技コース
- ⑤ フリースタイル競技コース
- ⑥ スノーボード競技コース

(5) 出版物、映像、DVD等

(範囲及び所管)

第3条 公認が決定したものは、「各種公認・登録料金一覧表」に定める公認料を納入し、公認の証の交付を受けるものとする。

2 公認されたものの正式名称は、「公認」を冠に付すものとする。ただし、通称としては省略することができる。

(公認に係る諸規程)

第4条 前条各号の公認に係る調査、テスト・検定、審査、選考、監修、選定等の運用等に関する規定については、当該本部及び理事会において定める。

(公認規定遵守)

第5条 前条の公認に関する規定は、公認者及び被公認の全てが遵守しなければならない。

2 公認の規程に違反した場合は、当該委員会の審議を経て、理事会が公認を取消しの決定及び違反により生じた損害については、相当額の弁償を求めることができるものとする。ただし、公認の取消しの決定の前に当該者に弁明の機会を与えるものとする。

（規程の改廃）

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

平成26年12月15日 改正

平成30年4月20日 改正

令和3年7月7日 改正

令和3年9月27日 改正

令和8年7月16日 改正、令和8年8月1日 施行